

空き家解体費用にかかるローンの取扱開始について

平素より格別のご高配を賜り有り難く厚くお礼申し上げます。

さて高松信用金庫では、空き家解体に伴うローンの取扱いを開始いたしております。

本年 5 月 26 日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、空き家の所有者の方に、家屋の適切な管理が求められることとなりました。

当金庫では、本ローンの取扱いにより、地域の課題である「空き家問題」を資金面から支援すると共に、本ローンを通じて自治体の空き家対策事業の推進をサポートしてまいります。

また、空き家対策の推進は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標にも掲げられております。当金庫は今後も、地域金融機関として地方公共団体による「地方版総合戦略」の推進に積極的に参画することで、地域経済の発展に貢献してまいります。

記

1. 空き家解体費用対応ローン

「リフォームローン」「無担保住宅ローン」

2. 資金用途

空き家解体費用およびそれに伴う費用

※申込人またはその親族が所有する建物であること

※事業専用で使用していた建物でないこと 　　　　　　　　　　が条件となります。

3. ご融資金額

500 万円以内

4. ご融資期間

〈リフォームローン〉 15 年以内

〈無担保住宅ローン〉 20 年以内

5. ご融資利率

「リフォームローン」「無担保住宅ローン」のご融資利率を適用いたします。

6. 担保・保証人

不要（一般社団法人　しんきん保証基金の保証付）

7. その他

- ・当金庫所定の審査の結果、ご要望に添えない場合があります。
- ・その他の条件面等詳細は、各商品チラシをご覧ください。担当者もしくは営業店窓口までお気軽にお問い合わせください。

以　上